

# 《火災予防条例改正の概要・防火管理の取組み》

座間市内で行われるすべての催し（イベント）が対象となります！

## 多数の者の集合する催し（イベント）を開催するにあたり

（祭礼、縁日、花火大会、展示会、不特定多数の者が集合する火気を取扱う催し）



主催者・露店等  
開設者の義務  
となります。

◎火気を取扱う露店等に「**消火器の準備**」

《条例第18～22条》

※原則として露店等ごとの設置が必要



◎各イベントの主催者は「**露店等の開設届出**」提出

《条例第45条》

※消防本部・消防署へ3日前までに提出が必要



指定催し

「**指定催し**」《条例第42条の2》

大規模な催しで火災が発生した場合に重大な被害  
を与えるおそれがあるもの。

**対象火気器具を含む『露店数100を超える催し』**

☆「指定催し」は消防長が指定

☆事前に主催者へ通知

☆市民のみなさまに公示（ホームページなど）

**主催者の義務**《条例第42条の3》

☆「防火担当者」を選任

☆防火担当者に「火災予防上必要な業務に関する  
計画を作成させ、防火管理業務を行わせる。

☆「業務計画書」を消防本部予防課に提出する。

**【催しを行う14日前までに提出】**



指定催し以外の催し

「**指定以外の催し**」

P T A行事、自治会行事なども含まれます。

※近親者のみで行うバーベキューやパー  
ティーなどは除きます。

**主催者の必要事項**

☆露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る  
略図を作成し、消防本部（予防課）・消防署へ提出  
する。 **【催しを行う3日前までに提出】**



施行日

平成27年4月1日



※提出をしない場合は、罰則を科されることがあります。

○催し当日の防火管理の徹底（計画書の実施）

○消防職員の現地指導

お問い合わせ先 座間市消防本部予防課 電話 046-256-2213